

【平成30年度】

坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格者指名停止情報

| No. | 業者 コード | 商号又は名称 本社所在地 | 代理人営業所等 代理人所在地 | 指名停止期間 始期～終期 | 期間 | 指名停止措置の根拠 | 事件の概要 |
|-----|-----------|--------------------------|-------------------------------|---|----|---------------------------|---|
| 1 | 16066 | 大成建設㈱ 東京都新宿区西新宿1-25-1 | 関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16 | H30.3.28 ～ H30.7.27 H30.10.27 | 7月 | 要綱第2条（別表第2第3号イ、独占禁止法違反行為） | 東海旅客鉄道株式会社発注のリニア中央新幹線建設工事に関し、不当な取引制限を行ったとして独占禁止法違反容疑で、平成30年3月2日、大成建設株式会社の元常務が東京地方検察庁に逮捕された。その後、平成30年3月23日に、左記業者及び左記業者の元常務執行役員が公正取引委員会から独占禁止法違反容疑で刑事告発された。 |
| 2 | 6048 | 鹿島建設㈱ 東京都港区元赤坂1-3-1 | 関東支店 埼玉県さいたま市大宮区下町2-1-1 | H30.3.28 ～ H30.7.27 H30.9.27 | 6月 | 要綱第2条（別表第2第3号イ、独占禁止法違反行為） | 東海旅客鉄道株式会社発注のリニア中央新幹線建設工事に関し、不当な取引制限を行ったとして独占禁止法違反容疑で、平成30年3月2日、鹿島建設株式会社の部長が東京地方検察庁に逮捕された。その後、平成30年3月23日に、左記業者及び左記業者の部長が公正取引委員会から独占禁止法違反容疑で刑事告発された。 |
| 3 | 9000104 | 清水建設㈱ 東京都中央区 | 関東支店 埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2 | H30.4.18 ～ H30.10.17 | 6月 | 要綱第2条（別表第2第3号イ、独占禁止法違反行為） | 左記業者は、東海旅客鉄道株式会社発注のリニア中央新幹線建設工事において、不当な取引制限を行ったとして独占禁止法違反容疑で平成30年3月23日に、公正取引委員会から刑事告発された。 |
| 4 | 14040 | 世紀東急工業㈱ 東京都港区芝公園2-9-3 | 埼玉西営業所 埼玉県川越市富士見町22-1 | H30.6.6 ～ H30.9.5 | 3月 | 要綱第2条（別表第2第3号イ、独占禁止法違反行為） | 左記業者は、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京港埠頭株式会社発注の特定舗装工事、及び成田国際空港株式会社発注の特定舗装工事のそれぞれについて、平成30年3月28日に公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして認定され、東京港埠頭株式会社発注の工事については、課徴金納付命令を受けた。 |

【平成30年度】

坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格者指名停止情報

| No. | 業者 コード | 商号又は名称 本社所在地 | 代理人営業所等 代理人所在地 | 指名停止期間 始期～終期 | 期間 | 指名停止措置の根拠 | 事件の概要 |
|-----|-----------|-------------------------------------|--------------------------|-------------------|----|----------------------------------|---|
| 5 | 16082 | (株)田中工業 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼 447 | | H30.6.6 ～ H30.9.5 | 3月 | 要綱第2条(別表第2 第7号、不正又は不誠 実行為) | 左記業者及び当該業者の前代表取締役は、 架空の外注工事費を計上し、法人税を脱税 したとして平成30年4月20日、法人税 法違反及び地方法人税法違反によりさいた ま地方検察庁から起訴された。 |
| 6 | 16029 | (株)田中工業 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼 447 | 坂戸営業所 埼玉県坂戸市千代田1-1-10 | H30.6.6 ～ H30.9.5 | 3月 | 要綱第2条(別表第2 第7号、不正又は不誠 実行為) | 左記業者及び当該業者の前代表取締役は、 架空の外注工事費を計上し、法人税を脱税 したとして平成30年4月20日、法人税 法違反及び地方法人税法違反によりさいた ま地方検察庁から起訴された。 |
| 7 | 4015 | (株)エム・テック 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-7-2 | 坂戸事務所 埼玉県坂戸市横沼345-3 | H30.7.9 ～ H30.8.8 | 1月 | 要綱第2条(別表第2 第7号、不正又は不誠 実行為) | 左記業者は、東京都発注の平成28年度中 潮橋撤去工事において、京浜港長の許可を 受けずに港内で工事を行った期間があった として、平成30年3月14日に東京地方 検察庁から港則法違反で起訴された。 |